

①国名	Republic of Mali (ML) (マリ共和国)				
②名称	Ministry of Trade and Industry Malian Centre for the Promotion of Industrial Property (CEMAPI)				
③所在地	Hamdallaye ACI 2000, Rue 404 Porte 165, B.P. E1546, Bamako				
④連絡先	(電話) (223) 20 29 90 90 / (223) 20 29 90 91 (FAX) (223) 229 90 91 (E-mail) traore.fatim@gmail.com (internet)				
⑤組織の長	Director : Ms. Fatoumata Siragata Traoré				
⑥沿革	<p>(1) アフリカの南部からサハラにかけて広がる旧フランス領植民地の12ヶ国からなるアフリカ・マダガスカル同盟では、1962年9月13日に共同特許庁の設立並びに発明、意匠及び商標の保護のための共通な広域法の公布を決めるリーブルビル協定が署名された。この協定に基づく特許庁は、アフリカ・マダガスカル工業所有権庁(OAMP)と呼ばれるものであった。</p> <p>(2) 1977年3月にバンギにおいて、アフリカ・マダガスカル工業所有権局設立に関する協定を改訂するアフリカ知的所有権機関の設立に関する協定(バンギ協定)が締結され、このバンギ協定によりOAPIの名称はOrganisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)に改称された。この協定は、1982年2月8日に発効した。また、この協定は、1999年2月24日に改正法が施行された。</p> <p>(3) 加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、トーゴ、ギニア、コートジボアール、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、ガボン、赤道ギニア、ギニア・ビサウの16国である。当初メンバー国であったマダガスカルは1976年に脱退、ギニア、ギニア・ビサウ、マリ、赤道ギニアは後に加盟した。</p> <p>(4) バンギ協定加盟国は国内に知財法を持たず、バンギ協定に基づく統一された特許制度、商標制度、意匠制度を有する。</p>				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO 1982/8/14	ベルヌ 1962/3/19	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1983/3/1	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール 2009/12/1	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2002/4/24	WPPT(演奏及びレコード) 2002/5/20
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト 2006/9/7	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT 1984/10/19	ロカルノ	ニース
	ストラズブール	ウィーン	WTO 1995/5/31		

①国名	Republic of Mali (ML) (マリ共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	514	479	612	549
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	20	22	16	13
		(内 PCTルート)	408	324	397	380
	実用新案	全数	16	15	18	
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	441	505	438	469
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	7	4	1	2
	商標	全数	6,516	6,464	6,844	6,187
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	80	59	74	60
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	490	580	505	530
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	15	7	20	30
		(内 PCTルート)	366	442	363	399
	実用新案	全数		15	17	
		(内 外国出願)				
意匠	全数	393	477	432	215	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)	5	5	1		
商標	全数	6,982	6,800	7,118	4,673	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)	104	67	74	61	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	Republic of Mali (ML) (マリ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1999年 2月24日施行(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (付属文書1 特許第33条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第6条(3))
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (付属文書1 特許第9条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書1 特許第3条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(付属文書1 特許第3条(3)) (1) 出願人又は承継人に対する濫用による開示日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪非特許対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 科学理論、数学理論 (3) 植物又は動物の品種及び植物の栽培又は動物の品種改良についての本質的に生物学的方法 (4) 事業を行うための、純心理学的な行為をなすための、又はゲームをするための方法、理論及び規則 (5) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (6) 情報の提示 (7) コンピュータ・プログラム (8) 純粋に装飾的な発明 (付属文書1 特許第6条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(付属文書1 特許第20条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件が満たされていれば登録され、公報に公告(公開)される(付属文書1 特許第32条)。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、無効の申立を裁判所に提訴することができる(付属文書1 特許第39条、43条、44条)。
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる(付属文書1 特許第46条)。

①国名	Republic of Mali (ML) (マリ共和国)	
⑱費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	225,000 FCFA
	審査請求料	
	登録料	
	[特許権維持に掛かる費用]	
	年金	
	2-5年次	220,000 FCFA
	6-10年次	375,000 FCFA
	11-15年次	500,000 FCFA
	16-20年次	650,000 FCFA
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(マリにおけるPCT出願による特許は、OAPI経由でのみ取得できる。)	

①国名	Republic of Mali (ML) (マリ共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案の施行年月日	1999年 2月24日施行(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (付属文書2 実用新案第28条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第6条(3))
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (付属文書2 実用新案第6条)
	⑨新規性の判断基準	OAPI加盟国内公知、OAPI加盟国内刊行物 (付属文書2 実用新案第2条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の規程がある。(付属文書2 実用新案第6条(2)) (1) 出願人又は承継人による開始日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する考案 (2) 公衆の衛生を害するおそれがある考案。 (3) 既に特許又は実用新案としてなっている、及び先願にある先行技術 (付属文書2 実用新案第4条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。審査は、方式要件及び新規性についてのみ行われ、進歩性については行われない。(付属文書2 実用新案第18条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件が満たされていれば登録され、公報により公告(公開)される(付属文書2 実用新案第27条)。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、無効の申立を裁判所に提訴することができる(付属文書2 実用新案第39条、43条、44条)。
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる(付属文書2 実用新案第46条)。
	⑲費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 20,000 FCFA
		登録料
		[実用新案権維持に掛かる費用]
年金		
6-10年次 20,000 FCFA		
11-15年次 35,000 FCFA		
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Republic of Mali (ML) (マリ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1999年 2月24日施行(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (付属文書3 意匠案第3条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第6条(3))
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回延長できる。(最長15年) (付属文書2 意匠第12条)
	⑨新規性の判断基準	バンギ協定加盟国内公知、バンギ協定加盟国内刊行物 (付属文書2 意匠第1条(3))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(付属文書2 意匠第2条(3)) (1) 出願人又は承継人による開始日から12月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12月
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する意匠 (2) 意匠の新規性を構成する部分が発明のそれと区別しがたく、特許可能な発明とも解される意匠 (付属文書2 意匠第2条(4))
	⑫実体審査の有無	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。(付属文書3 意匠案第11条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (付属文書3 意匠案第9条(2))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件が満たされていれば登録され、公報により公告(公開)される(付属文書3 意匠案第15条(1))。
	⑳秘密意匠制度の有無	
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる (付属文書3 意匠案第29条(1))
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 50,000 FCFA 登録料 [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 115,000 FCFA
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Mali (ML) (マリ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1999年 2月24日施行(バンギ協定)
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、原産地表示、商号、不正競争
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)。 (付属文書4 商標第8条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (付属文書4 商標第5条(3))
	⑨本国登録要件	無。 (付属文書4 商標第8条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。(バンギ協定第6条(3))
	⑪出願言語	フランス語、英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から10年。10年ごとに更新できる。 (付属文書4 商標第19条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 公序良俗に反する標章 (2) パリ条約第6条で登録を排除されている標章 (3) 識別性がなく、特に製品の必須的又は共通的な名称あるいは構造からなる標章 (4) 公衆を欺瞞するおそれがある要素を含む標章 (付属文書4 商標第3条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約第6条(2)及びTRIPS協定第16条(2)及び(3)の規定の下で「周知商標」として保護される商標は保護される。(付属文書4 商標第6条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。ただし、商品と役務とを1つの出願で行うことは認められず、これらは別々の出願としなければならない。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。(付属文書4 商標第14条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たしていれば登録され、公報により公告(公開)される(付属文書4 商標第17条、16条)。
	㉒異議申立制度の有無	無。付与前異議申立制度はないが、付与後異議申立制度がある。 (付属文書4 商標第18条)
	㉓無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 有。利害関係人は、登録の公告日から6月以内に異議申立を行なうことができる(付属文書4 商標第18条)。 無効審判制度: 無。無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる(付属文書4 商標第24条)。
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。(付属文書4 商標第23条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)
	㉖図形要素の分類	無。

①国名	Republic of Mali (ML) (マリ共和国)	
	⑳譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡を伴うことなしに譲渡できる。 (付属文書4 商標第26条)
	㉑費用 単位 FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 400,000 FCFA [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 400,000 FCFA
	㉒料金減免措置の有無	無。